

令和5年10月3日

所 属 長

会 津 若 松 市 長

令和6年度予算編成方針について（通知）

このことについて、財務規則第7条の規定により、令和6年度予算編成方針を下記のとおり決定したので通知する。

記

1 本市を取り巻く状況と国の動向

（1）本市の状況

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の5類感染症へ移行し、人流の回復・増加等に伴う地域経済の活性化が期待される一方、原材料価格の上昇や円安の影響によって、食料品・エネルギーを中心とした物価上昇が続いており、本市においても市民生活に多大な影響が及んでいる。

市は、こうした事態に対して、市民の生活と地域経済を守ることを最優先に、今年度も当初予算に加え、補正予算を編成して様々な対策を講じ、また、深刻化している少子化・人口減少対策については、大幅な充実・強化を図りながら取り組んでいるところである。

今後においても、社会保障費などの財政需要の増加、円安や金利の上昇傾向に伴う財政負担の増加が見込まれ、本市の財政運営は厳しい状況が続くものと想定されるが、将来のまちづくりに向け、本格化している庁舎整備や会津若松地方広域市町村圏整備組合における廃棄物処理施設の整備を着実に推進するとともに、少子化・人口減少対策、デジタルガバメント、公共施設マネジメント、ゼロカーボンシティの推進などの課題に対応し、さらに市民に身近なインフラ整備等を計画的に進めることにより市民生活の安全・安心を確保していく必要がある。

（2）国の動向と地方財政

社会保障をはじめとする様々な行政サービスは、国の政策と密接に結びついており、本市の財源についても、地方交付税を根幹とする地方財政制度によって支えられている。

国においては、令和6年度まで地方の一般財源総額実質同水準ルールを維持する一方で、経済財政運営と改革の基本方針2023の中では、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す」としており、今後の国の動向を注視していく必要がある。

2 令和6年度予算編成方針

市は、市民が安心して豊かに暮らし続けていくことのできる地域社会を目指し、安定的な財政基盤の構築に努めながら、市民生活の向上のために必要な事業を推進していかねなければならない。この間、感染症対策や物価高騰対策により、暮らし・雇用・事業者を守る取組を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことや物価上昇による影響を見極め、引き続き、国や県と歩調を合わせながら、的確な施策を講じていくことが必要である。

また、庁舎整備や廃棄物処理施設整備、まちの拠点整備など、将来にわたり市民生活を支え、本市発展に資する重要な事業を着実に推進するとともに、持続的発展と魅力あるまちづくりのため、SDGsの実現を目指しながら、安全・安心の確保や子育て・教育環境の充実を図り、新たな工業団地の整備などの産業振興やスマートシティ会津若松の実現に向けた取組を推進していく必要がある。さらに、最重点課題である少子化・人口減少対策については、これまでの取組の効果を検証し、より効果的に実施していく必要がある。

こうした各種事業の実施に際しては、市債を有効活用しながら、必要な公共投資と健全な財政運営の両立を図る必要がある、引き続き、適正な市債管理と中・長期的な財政見通しを踏まえた予算編成を行っていくことが重要である。

令和4年度決算剰余金により財政調整基金は適正水準となっているものの、本年度策定した中期財政見通しにおいては、財政運営の根幹である市税が一定水準で推移する一方で、歳出面では社会保障費の増加をはじめ、物価上昇による経費の増加などが見込まれることから、当初予算編成にあたっては、財政調整基金を活用した上で、見込みうる最大限の一般財源を配分するものであり、こうした状況を踏まえ、各部局において十分にマネジメントを行いながら、次の視点により予算編成に取り組まれない。

(1) 第7次総合計画を踏まえた未来へのまちづくり

魅力あるまちの実現のためには、市民ニーズに的確に応えるとともに、事務事業の不断の見直しを行いながら、社会経済状況の変化に柔軟に対応し、真に必要な事業を構築していくことが必要である。

各部局においては、第7次総合計画に掲げる「ひとが輝くまち」「ともに創るまち」「つなぎ続くまち」の3つのまちづくりのコンセプトを踏まえながら、各政策目標の実現に向け、効果的な事業を構築し、将来にわたり持続的な行財政運営が可能となるよう、後年度の財政負担についても十分留意しつつ、未来に向けた施策の展開を図ること。

(2) 活力ある発展を続けていくための取組の推進

地域の幸福度を高め、活力ある地域として発展を続けていくためには、地域資源を十分に活用し、地域課題に対して新たな視点や発想を取り入れながら、これまで具現化してきた様々な取組をより一層推進していくことも必要である。

なかでも、地方創生の取組は、本年度中に第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂を行い、新たな総合戦略を策定し、次のステージへと進めていく予定である。

各部局においては、デジタル田園都市国家構想を踏まえたスマートシティ会津若松の発展・深化を図るとともに、人口減少や少子高齢化等の課題に立ち向かうため、地方創生の取組の継続とさらなる推進に向け、前例にとらわれずに創意工夫を行い、本市の発展につながる取組をスピード感を持って推進すること。

(3) 行財政改革の取組の推進と部局マネジメントの強化

本市が地域活力を維持し、発展していくためには、限られた行政資源の中で必要な行政サービスを展開し、自治体経営の視点をもって行財政改革の取組を着実に進めていく必要がある。

各部局においては、財源には限りがあることを再認識したうえで、十分にマネジメントを行いつつ、部局横断的な視点で、類似・重複事業の整理、統合等を含めて、経費の削減や事業の再構築を行うこと。また、自主財源の増加を図るため、未利用地の利活用や広告事業などに積極的に取り組むとともに、老朽化する公共施設の管理・運営の最適化を図るため、長寿命化、官民連携による施設整備などに取り組み、デジタルガバメントや働き方改革を踏まえた行政サービスの質の向上と業務の効率化を図るなど、最少の経費で最大の効果が発揮されるように努めること。

3 中期財政見通し及び公債費負担適正化計画の進行管理

「中期財政見通し」及び「公債費負担適正化計画の進行管理」については、別紙のとおりである。

4 一般財源の配分額

令和6年度当初予算では、一般財源総額を令和5年度当初予算との比較で7億5,078万円の増加と見込み、一般枠の配分額については、79億2,292万円とし、令和5年度当初予算を上回る額を確保したところである。

今回配分する一般財源は、現時点において最大限に見込んだ上で配分するものであることから、配分枠を超える要求は認めない方針であり、各部局においては、枠内での要求となるよう緊急性や必要性、事業効果を十分に検討した上で要求し、優先順位を明確にすること。

また、昨年度まで、地方創生枠として8,000万円を確保してきたが、令和6年度当初予算では、新たな総合戦略を策定することを見据え、さらに最重点課題である少子化・人口減少対策を推進し、将来にわたって成長力を確保していく観点から、総合戦略枠として1億円を確保した。

さらに、こうした喫緊の課題に対応していくため、行政評価で事業効果が高いと認められるものについては、枠配分額を追加する。

なお、今後、一般枠については、地方財政計画の公表内容等を踏まえ、本市の一般財源に大きな影響が生じることが見込まれた場合には、配分額を調整する考えである。

○令和6年度一般財源及び配分内訳

(単位：千円)

①	令和6年度の一般財源	32,128,674		
②	人件費、公債費等 (= 枠外経費)	11,920,171		
③	配分総額 (①-②)	20,208,503		
	各部局別一般財源配分額 (= 特殊要素 + 一般枠)			
	企画政策部	770,338	会計課	6,426
	財務部	261,291	監査事務局	836
	総務部	342,416	議会事務局	42,804
	市民部	3,701,699	選挙管理委員会	1,588
	健康福祉部	9,846,575	農業委員会	1,977
	観光商工部	395,666	教育委員会	2,461,735
	農政部	246,043	上下水道局	954,063
	建設部	1,175,046		

○令和5年度当初予算との比較

(単位：千円)

項目	令和5年度当初予算	令和6年度配分枠	比較
①一般財源 (②+③)	31,377,892	32,128,674	2.4%
②枠外経費	11,397,041	11,920,171	4.6%
うち 総合戦略枠	78,973	100,000	26.6%
③配分総額 (= 枠内経費)	19,980,851	20,208,503	1.1%
うち 特殊要素	12,075,667	12,285,585	1.7%
うち 一般枠	7,905,184	7,922,918	0.2%

中期財政見通し

【中期財政見通し】

令和6年度から令和8年度までの中期財政見通しをお示しします。

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 市税	15,377	15,392	15,383
2 地方譲与税	445	445	445
3 地方消費税交付金	3,425	3,511	3,560
4 地方特例交付金	110	110	110
5 法人事業税交付金	305	305	305
6 地方交付税	10,701	10,726	10,737
7 使用料及び手数料	641	641	641
8 国県支出金	14,771	14,719	15,792
9 財産収入	68	68	68
10 繰入金	3,373	1,848	1,835
11 繰越金	1,600	1,600	1,600
12 諸収入	1,668	1,458	1,458
13 市債	4,956	2,098	2,141
臨時財政対策債	249	249	249
その他の市債	4,707	1,849	1,892
14 その他	551	601	652
歳入合計	57,991	53,522	54,727
1 人件費	8,436	8,313	8,575
2 物件費	7,662	7,822	7,787
3 扶助費	13,645	14,374	14,647
4 補助費等	7,226	6,680	6,753
5 公債費	4,052	3,986	3,963
6 繰出金	6,029	5,629	5,649
7 積立金	1,198	1,248	1,298
8 投資的経費	7,999	3,725	4,312
9 その他	1,744	1,745	1,743
歳出合計	57,991	53,522	54,727

【推計方法】

(1) 歳入

- 市税は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行や物価高騰、為替レートの変動等の影響を踏まえ、固定資産税にかかる減価償却及び3年ごとの評価替えの影響などを加味して、各税目の増減を見込んでいます。
- 地方消費税交付金は、一定の名目成長率を勘案して見込んでいます。
- 地方交付税は、普通交付税における基準財政収入額及び基準財政需要額について、令和5年度の算定結果をベースに扶助費の増加分や市税の増減等を勘案して見込んでいます。
- 国県支出金は、扶助費の増加分や合併特例事業による増減分等を勘案して見込んでいます。
- 繰入金は、事業に伴う各種基金の繰入れのほか、財政調整基金、減債基金、庁舎整備基金、公共施設維持整備等基金の繰入れを見込んでいます。
- 繰越金は、過去10年の推移を勘案して16億円と見込んでいます。
- 市債は、臨時財政対策債や投資的経費を推計して見込んでいます。
- その他の歳入は、令和5年度をベースに、各年度の増減要素を勘案して見込んでいます。

(2) 歳出

- 人件費は、段階的な定年引上げを踏まえた職員数や退職手当の増減等を勘案して見込んでいます。
- 物件費は、一定の物価上昇率等を踏まえて見込んでいます。
- 扶助費は、重度心身障がい者医療費や障がい者総合支援給付費などの社会福祉費や、子ども・子育て支援事業費や児童手当などの児童福祉費等の伸び率を勘案し、毎年度2%増加していくものとして見込んでいます。
- 補助費等は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金及び衛生事業負担金、上下水道局や各種団体への負担金・補助金等を推計して見込んでいます。
- 公債費は、これまでに発行した市債や今後発行予定の市債の償還状況（元金及び利子）を推計して見込んでいます。
- 繰出金は、特別会計における市債償還の増減分や介護給付費等の増加分を推計して見込んでいます。
- 積立金は、地方財政法第7条（剰余金の処分）に基づき、繰越金の1/2である8億円を財政調整基金へ積み立て、併せて毎年度2億円を公共施設維持整備等基金へ積み立てるものとして見込んでいます。
- 投資的経費は、庁舎整備事業、都市計画街路事業、県立病院跡地利活用事業などを勘案して見込んでいます。
- その他の歳出は、令和5年度をベースとして見込んでいます。

<近年の決算状況>

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 市税	15,387	15,280	15,095	15,844	15,594
2 地方譲与税	435	443	451	452	437
3 地方消費税交付金	2,357	2,856	3,092	3,182	3,281
4 地方特例交付金	214	112	425	120	110
5 法人事業税交付金		108	231	278	304
6 地方交付税	10,359	10,079	11,143	11,043	10,692
7 使用料及び手数料	663	640	638	651	641
8 国県支出金	12,901	26,398	17,778	16,668	14,535
9 財産収入	79	53	106	117	68
10 繰入金	694	1,303	820	1,137	1,458
11 繰越金	2,159	1,700	2,561	4,340	3,511
12 諸収入	1,004	1,466	1,105	1,218	1,464
13 市債	3,838	3,962	3,000	4,718	3,084
臨時財政対策債	1,430	1,322	1,371	533	249
その他の市債	2,408	2,640	1,629	4,185	2,835
14 その他	636	470	545	532	502
歳入合計	50,726	64,870	56,990	60,300	55,681
1 人件費	7,686	8,030	8,372	8,320	8,423
2 物件費	5,967	6,370	7,133	7,272	8,452
3 扶助費	13,117	13,233	15,889	14,332	13,494
4 補助費等	5,214	18,422	6,477	7,625	8,068
5 公債費	3,747	3,747	3,865	4,034	4,768
6 繰出金	6,368	5,514	5,417	5,504	5,583
7 積立金	856	706	121	2,217	691
8 投資的経費	4,759	4,364	3,070	5,683	4,459
9 その他	1,312	1,923	2,306	1,801	1,743
歳出合計	49,026	62,309	52,650	56,788	55,681
収支	1,700	2,561	4,340	3,512	0

※令和5年度は決算見込額

公債費負担適正化計画の進行管理

1. 実質公債費比率の算出結果

令和4年度決算が確定したことによる令和5年度実質公債費比率は、4.8%となりました。算出結果の詳細は、次のとおりとなります。

○分子として計上するもの

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①	一般会計等の地方債元利償還金	4,206,930	4,284,961	4,430,561	
	繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	
	元利償還金に充てられる特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	383	380	632
		公営住宅使用料	133,493	124,970	123,924
		その他	0	0	0
公債費充当一般財源（一般会計等）		4,073,054	4,159,611	4,306,005	
②	公営企業への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの	水道事業会計	17,762	15,368	12,193
		簡易水道事業会計	1,320	1,420	4,312
		下水道事業会計（公共下水）	563,324	496,109	482,157
		下水道事業会計（農集排）	162,602	160,016	162,628
		下水道事業会計（個別排）	55,669	56,374	66,270
		観光施設事業特別会計	0	0	148
		地方卸売市場事業特別会計	17,047	2	2,025
		小計	817,724	729,289	729,733
③	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	会津若松地方広域市町村圏整備組合	52,524	60,926	57,919
		小計	52,524	60,926	57,919
④	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	土地開発公社に係る償還分	0	0	0
		利子補給に係るもの	13,174	12,557	12,129
		その他準公債費	1,241	1,050	1,050
		小計	14,415	13,607	13,179
⑤	一時借入金利子	0	0	0	
合 計… (A)		4,957,717	4,963,433	5,106,836	

○分母として計上するもの

⑥	標準税収入額等	18,898,017	18,331,720	19,167,524
	普通交付税額	8,372,575	9,288,132	9,268,560
	臨時財政対策債発行可能額	1,321,506	1,888,556	532,923
合 計… (B)		28,592,098	29,508,408	28,969,007

○分子、分母から控除するもの

⑦	普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金（準元利償還金を含む）… (C)	3,831,087	3,772,986	3,770,102
---	--	-----------	-----------	-----------

⑧	実質公債費比率（単年度）	$\frac{(A)-(C)}{(B)-(C)}$	4.55002%	4.62571%	5.30473%
---	--------------	---------------------------	----------	----------	----------

令和5年度実質公債費比率 3ヵ年平均 (令和2年度～令和4年度)	4.8%
--	------

参考1 普通会計の各年度市債残高

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通会計市債残高	45,764,935	44,692,419	45,148,781
前年度比増減額	32,464	▲1,072,516	456,362

参考2 実質公債費比率の他市の状況

(単位：%)

団体名	令和4年度 実質公債費比率 (3カ年平均)	令和5年度 実質公債費比率 (3カ年平均)	増減
会津若松市	4.8	4.8	0.0
福島市	1.4	2.3	0.9
郡山市	2.7	1.9	▲0.8
いわき市	7.8	8.7	0.9
白河市	9.5	8.6	▲0.9
須賀川市	8.3	5.2	▲3.1
喜多方市	6.8	6.3	▲0.5
相馬市	11.5	11.4	▲0.1
二本松市	8.9	8.9	0.0
田村市	8.3	8.5	0.2
南相馬市	9.1	8.7	▲0.4
伊達市	7.8	8.8	1.0
本宮市	5.7	5.2	▲0.5
県内13市の平均値	7.1	6.9	▲0.2
全国類似団体平均値	4.0	4.1	0.1

2. 中期財政見通しに基づく市債発行目安額及び実質公債費比率の将来推計

(1) 市債発行目安額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市債発行目安額	4,955,800	2,097,900	2,141,300
うち臨時財政対策債	249,400	249,400	249,400
臨時財政対策債を除く市債発行目安額	4,706,400	1,848,500	1,891,900

(2) 実質公債費比率の将来推計

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	4,303,440	4,278,301	4,180,140	4,110,034	3,982,317	3,977,812	3,872,724	3,630,196
② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	718,286	702,368	705,183	694,598	670,150	644,571	646,446	597,060
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	68,705	180,602	339,245	427,512	520,610	630,455	827,093	816,266
④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	14,381	14,614	14,752	14,781	14,813	14,755	14,546	13,097
⑤ 一時借入金の利子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
⑥ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額 (準元利償還金分を含む)	3,814,038	3,758,362	3,731,647	3,749,921	3,688,561	3,758,980	3,816,153	3,606,541
⑦ 標準財政規模	29,060,199	29,193,198	29,299,255	29,351,676	29,414,448	29,585,271	29,745,957	29,641,582
⑧ 実質公債費比率 (単年度)	5.11671%	5.57709%	5.90072%	5.85118%	5.83198%	5.84526%	5.96092%	5.57356%
⑨ 実質公債費比率 (3ヶ年度の平均)	4.8%	4.8%	5.2%	5.5%	5.7%	5.8%	5.8%	5.8%

【参考】

⑩ 分子 (①+②+③+④+⑤-⑥)	1,291,774	1,418,523	1,508,673	1,498,004	1,500,329	1,509,613	1,545,656	1,451,078
⑪ 分母 (⑦-⑥)	25,246,161	25,434,836	25,567,608	25,601,755	25,725,887	25,826,291	25,929,804	26,035,041

3. 計画の進行管理

令和5年度の実質公債費比率は、昨年度と同様、4.8%となり、地方債の発行に際して県の許可が必要となる基準値である18%を下回っています。

今年度についても、中期財政見通し及び公債費負担適正化計画では、庁舎整備事業をはじめとした大型事業を実施しながら、現在と同水準の行政サービスを継続することを前提として策定しており、その中で、実質公債費比率は6%程度で推移すると見込んでいます。

令和6年度以降においても、安定的に行政サービスを提供していけるよう当該比率6%程度を目標とした市債発行の目安額を定め、公債費の適正管理に努めていく考えです。